

平成30年度

第2回長崎県公共事業評価監視委員会

議事録

日 時：平成30年8月21日（火）15：10～16：38

場 所：長崎県大波止ビル 7階会議室

出席委員：中村 聖三 委員長

中村 政博 委員

梅本 國和 委員

岡 美澄 委員

山本 緑 委員

安武 敦子 委員

平成 30 年度第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：平成 30 年 8 月 21 日（火）

15 時 10 分～16 時 39 分

場 所：長崎県大波止ビル 7 階会議室

1. 開 会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから、平成 30 年度第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、現地調査、まことにありがとうございます。

本日は、7 月 19 日の第 1 回委員会において抽出されました再評価対象事業の 4 カ所について現地調査を実施していただきましたが、引き続き、詳細審議をお願いいたします。

本日の委員会の出席者数でございますが、井上委員から欠席の連絡があっております。7 名中 6 名の出席となっており、委員会総数の過半数に達しておりますので、長崎県政策評価条例第 11 条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、審議の進行につきましては、中村委員長、よろしくをお願いいたします。

○中村委員長 それでは、ただいまより、本日の審議を開始したいと思います。

先ほど、事務局から説明がありましたが、本日は、現地調査を行いました 4 カ所の事業について詳細審議を行いたいと思います。

2. 審査会審議

2-1 事務局からの説明等事項

①対応方針（原案）の修正

再評価【砂防-2】田中（2）地区急傾斜地崩壊対策事業

○中村委員長 詳細審議に先立ちまして事務局から幾つかご報告、説明があるようですので、お願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

まず 1 点目ですが、前回委員会においてご指摘がありました【砂防-2】田中（2）地区急傾斜地崩壊対策事業の対応方針（原案）について説明させていただきます。

前回の委員会では、対象地域が大幅に広がっているにもかかわらず、対応方針の原案を「継続」としていたため、他の事業と比べて整合がとれてないご指摘を受けた案件でございます。

再度、事業概要を簡単に説明させていただきます。

事業主体は長崎県、事業箇所は長崎市田中町で、中尾ダムより 250m 下流の左岸側斜面が事業箇所になります。

事業概要ですが、全体延長 210m、斜面高 90m の長大斜面であり、斜面の状況として

は、岩盤の風化が進み、過去には降雨による小規模な崩落も発生しているところです。

保全対象としては、人家 21 戸、市道 365m となっております。

図面の凡例といたしましては、黒色の部分が平成 29 年度までの施工、赤色の部分が平成 30 年度中の施工を行っている部分、緑色の範囲が残事業区間となっております。

当初の計画時の踏査結果では、斜面高 62m 程度の事業規模を予定しておりましたが、事業採択後、詳細な測量及び調査を実施したところ、対策工が必要となる勾配が 30 度以上の斜面が当初予定していた 62m よりも高い 90m まで分布していることが判明し、それによって対策工事の追加が必要となりました。これに伴い、事業期間を平成 27 年度完了から平成 35 年度完了に変更するものです。

事業費についてですが、先ほど説明いたしました対策工の追加に伴い、2.5 億円から 6.6 億円と増額となっております。

前回委員会では、地すべりなどの別の要因による計画の変更ではなかったため、対応方針（原案）を「継続」と説明させていただきましたが、被害想定区域拡大という情勢の変化により、受益範囲を拡大することから、対応方針原案を「見直し継続」と修正するものです。

以上で説明を終わります。

○中村委員長 ありがとうございます。前回の原案を少し修正したいというご説明でしたが、何か、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見がないようですので、「見直し継続」に修正ということを確認していただいたことにさせていただきます。

②各事業における費用・便益の算定方法

○中村委員長 続きまして、2 点目のご説明をお願いいたします。

○事務局 次に、前回委員会でありました各事業における費用・便益の算定方法について説明させていただきます。

まず、道路事業・街路事業について説明します。

道路の整備に伴う主な整備効果としては、移動時間の短縮による社会経済活動の活性化、道路交通の安全性・快適性の向上があります。これらの効果のうち走行時間短縮便益として走行時間短縮による短縮時間の金銭的価値を便益として算出しています。

走行経費減少便益として、走行条件が改善されることによる費用の低下のうち、走行時間に含まれない項目を対象としています。具体的には、燃料費、オイル費、タイヤ・チューブ費、車両整備費、車両償却費などを便益として算出しています。交通事故減少便益として道路の整備改良前後での交通事故による社会的損失の差額を便益として計上しています。

費用については、工事費、用地費などの道路整備に要する事業費と道路構造物の点検・補修にかかる費用などで算出しています。

次に、港湾事業について説明します。

港湾事業に伴う主な整備効果として、物流コストの低減による地域経済の活性化などが

あって、船舶の大型化による海上輸送費用の削減額、海上輸送時間短縮による輸送コストの削減額、滞船時間や作業時間の短縮によるコスト削減額、臨港道路の整備による輸送・移動コストの削減額などを便益として算出しています。

また、係留の安全性の向上の効果として、防波堤等の整備により係留施設前面の静穏度が向上し、荒天時の避難回数が削減されることによる避難移動コストの削減額を便益として算出しています。

費用については、工事費、用地費、補償費などの港湾整備に要する事業費と、施設を維持補修するための費用、施設運営にかかる費用などをもって算出しています。

続いて、河川事業・ダム事業について説明します。

主な整備効果として、洪水氾濫被害の低減による安全・安心な暮らしの確保の効果について、事業実施の有無による被害額の差分に治水施設の残存価値を加算して便益を算出しています。具体的には直接被害抑止効果として、居住用及び事業所用の建物の被害、家具・家電製品・衣類・自動車等の被害、事業所の償却・在庫資産の被害、公共土木施設等の被害。間接被害抑止効果として、営業停止損失、家庭における応急対策費用、事業所における応急対策費用などで算出しています。

費用については、工事費、用地費、補償費など、整備に要する事業費と、毎年定常的に要する費用、機械交換等の突発的、定期的な費用などで算出されます。

砂防事業についてですが、河川事業・ダム事業とほぼ同じですが、便益の算出において、間接被害抑止効果として精神的被害抑止効果を便益として計上することができるようになっていきます。

続いて、下水道事業についてです。

整備効果として、生活環境の改善や雨水の排除による都市の健全な発達及び公衆衛生の向上という効果について、未整備区域での代替事業の費用、未整備区域でのヘドロ除去のための中小水路底部の清掃費用など、地域住民の居住環境の改善に要する費用、下水道整備が行われない場合、代替事業として設置する浄化槽の設置費用等を便益として計上しています。

費用については、管渠、マンホールポンプ場、処理場の建設費用、管渠、マンホールポンプ場、処理場の維持管理費用で算出しています。

次に、漁港整備事業について説明します。

整備効果として、漁船避難作業時間の短縮、漁船耐用年数の延長、出漁可能回数の増加による水産業の健全な発展という効果に対して、防波堤や十分な水深を持つ岸壁等が整備されることにより荒天時の避難回数が削減されることによる避難移動コストの削減額、漁船の消耗度合が緩和され、耐用年数が延長されることによる減価償却費の削減額、港内静穏度の向上や避難場所の確保等が図られ、年間出漁可能回数が増加することによる漁業者所得の増加額などを便益として算出しています。

費用については、漁港整備に要する事業費、補修に関する費用を毎年定常的に要する費用で算出しています。

続いて、圃場整備について説明します。

作物生産効果や営農経費節減効果等による農業生産性向上という効果について、事業実施の有無による作物生産量の効果額、労働費、機械経費、生産資材費などの営農経費の効果額、維持管理費用などの効果額により便益を算出しています。

費用については、工事費、用地費、補償費等の事業費、整備される施設並びに当該受益地で一体的に効用が発揮される施設などの評価期間において発生する再整備に要する事業費などにより算出しています。

長くなりましたが、ただいま説明した内容については、各事業の便益の代表例として紹介したもので、事業の内容によっては、今説明いたしました項目以外の費用、便益を算出する場合があります。

費用対効果に関する各種マニュアルについては、総務省の「政策評価ポータルサイト」に掲載されておりますのでご参照いただければと思います。

引き続き、あと2点、説明がございました。

前回の委員会での事後評価、佐世保川総合流域防災事業について、別記7について、記載方法に誤りがありましたので訂正させていただきます。

資料は議事次第がついている資料の一番最後のページにA3の資料を1枚つけております。

別記7について、上段に修正を、下段が前回委員会での内容です。同種事業にかかわる対応方針欄について、修正前の記載内容は、佐世保川の今後についての内容の記載がありましたが、修正後は、同種事業という視点に立って記載方法を修正しております。

もう1点ですが、前回委員会の長崎市の道路改良事業の質疑の中で、梅本委員より、費用・便益分析マニュアルの改定に関して正式名称と改定年度の質問があり、長崎市からの回答に誤りがありましたので訂正させていただきます。

当日、長崎市は、「費用便益分析マニュアルは平成30年2月に国土交通省から出されており、それ以前の分については、平成21年6月に国土交通省から出されている公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針である」と回答しておりました。正しくは、費用便益分析マニュアルは平成30年2月改定版が最新であり、それ以前のマニュアルは費用便益分析マニュアルの平成20年11月改定版ということになります。

参考までに、長崎市から回答があった公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針は、平成16年2月に作成されたもので、この指針に基づき各事業のマニュアルが策定されることになっております。この指針については、平成21年6月に改定されており、現在も有効な指針となっております。

以上で説明を終わります。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

1つ目が費用便益の計算の仕方の本当の概略ですけれども、大体こんなものが考慮されているということと、あと、細かいマニュアルがこのあたりに公開されていますという情報でございます。

2つ目が、前回の事後評価の佐世保川の件で、同種事業の対応方針の部分の記載内容が

適切ではなかったので修正しておりますというご報告。

3つ目が、長崎市さんの回答に一部誤りがあったのでということで、費用便益分析マニュアルの改定状況とか、そのもとになるような考え方が書かれている技術指針のご説明があったということになります。いかがでしょうか。

1つ私から。費用便益のところ、例えばいろんな便益を考えるにしても、維持管理の費用、コストを考えるにしても、何年間分を考慮するかということがきいてくると思うのですが、道路事業とか港湾事業とかそれぞれによって違うものですか。

○事務局 事務局からお答えします。

道路事業、港湾事業、漁港事業、河川・砂防事業については、50年となっております。ただし、今回ご説明した中で圃場整備事業については、40年となっております。今回お示ししている資料で右側の費用が、当該事業期間プラス40年ということになっていますので、圃場整備事業については、便益と費用については40年間で策定されるものと考えられます。それ以外の道路事業等については50年間の費用を算定します。

○中村委員長 ありがとうございます。ほかに何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事後評価のところに関しましては、前回お認めいただいたというか、指摘があったところは、こんなふうになっているということですので、この修正案をお認めいただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、事務局からのご説明と、一部、修正案の承認というところまで終わったことにさせていただきます。

2-2 詳細審議対象事業（再評価）の説明及び審議

○中村委員長 それでは、本日、現場を見てきた案件について順番に詳細審議をやりたいと思います。

きょう、見ていただいた順番とはちょっと違うかもしれませんが、水対-1、2ということで2つの下水道事業、住宅-3の高田の区画整理事業、最後が河川-7の群川総合流域防災事業という形に進めてまいります。

1カ所当たり10分程度時間が確保されているということですので、質疑の時間を十分に確保するため事業者からの説明は3分ぐらいをめどに簡潔にお願いしたいと思います。

【水対-1】西海市特定環境保全公共下水道事業（大串処理区）

【水対-2】西海市特定環境保全公共下水道事業（瀬戸処理区）

○中村委員長 最初に、2つの下水道事業に関しましては、両方とも西海市の事業でございますので、まとめてご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○西海市 西海市下水道課の谷口でございます。よろしくお願いたします。

それでは、【水対-1】西海市特定環境保全公共下水道事業（大串処理区）についてご説明いたします。

黒色で着色をしている箇所が大串処理区になります。大串処理区の東側は大村湾に面しておりまして、その処理区域面積は 66.56ha となっています。

全体事業費としまして、前回の 42.5 億円から今回変更では 13 億円増の 55.5 億円となっています。事業費の項目としましては、表に示すように、管渠整備の事業費と処理場整備の事業費となります。

まず 1 つ目の管渠整備事業費につきましては、前回の 27.9 億円から今回変更では 8.2 億円増の 36.1 億円となっています。

変更の主な理由としましては、下水道管布設工法の変更でございます。設計当初は開削工法で行えるとしていた区間が土質等の現場条件により推進工法に変更となったために管渠整備事業費が増えました。開削工法で行う予定であった区間が推進工法となった延長は過去 3 カ年の実績によりますと約 310m となっています。

ここで、開削工法と推進工法の概要についてご説明します。

左図にあります開削工法とは、鋼矢板などの土留め材を使用して地表面から直接掘削し、下水道管を埋設していく工法です。

一方、推進工法は、右図に示しますように、掘削機を入れる立坑だけを掘削して立坑内から推進機で掘り進みながら下水道管を埋設していく工法になります。

この写真は、大串処理区の下水道管工事で撮影した写真です。下水道管の布設予定箇所において試掘を行ったところ、写真のように地下水の湧水が確認されました。このように地下水の湧水が多い状況では掘削地盤の崩壊が生じ、掘削内で下水道管の布設を行う作業は大変危険になります。

このような状況から、地下水の湧水があり、掘削地盤の崩壊がある箇所においては、開削工法での施工は困難であるため、工事を一時中断し、開削工法から推進工法への施工方法の検討や計画の見直しを行うこととなりました。

推進工法の施工手順につきましては、左上 1 番の写真から黄色の矢印方向の順に施工していきます。まず、2 番目の写真に示しますように、縦に穴を機械で 2 カ所掘ります。発進と到達の 2 つの立坑となります。次に、3 番目から 5 番目では、発進立坑から到達立坑までの地中を推進機で掘り進めながら下水道管を埋設していきます。最後に 6 番目の到達立坑まで掘り進んで推進が完了となります。推進完了後は立坑内にマンホールを設置します。

このように推進工法は湧水や岩盤など開削工法での施工が困難な箇所においても掘削が可能な工法です。

続きまして、2 つ目の処理場整備事業費についてご説明いたします。

事業費は、前回の 14.6 億円から今回変更では 4.8 億円増の 19.4 億円となっています。事業費増の要因としましては、窒素、リン除去のための高度処理施設の費用の追加が主な理由でございます。

大串浄化センターの放流先である大村湾は、大村湾流域別下水道整備総合計画により、処理場からの計画処理水質の目標が設定されております。窒素とリンを除去する高度処理対応型の処理場とするためにオキシデーションディッチの機能変更及び凝集剤添加装置

を追加します。

続きまして、工期延長の理由についてご説明いたします。

下水道管工事は、通常は処理場に近い下流部から上流部に向かって順に施工していきます。下水道管は勾配をとりながら布設していきますので、下流側の高さが決まらなければ上流側の工事はできません。このため下流部の下水道管工事において開削工法から推進工法に変更になると、工事期間の延長、さらには工事費用が大幅に上がるため、当該年度の予算内での工事が困難となり、一部区間を打ち切って次年度以降に回すなどしましたことから、事業全体の進捗に遅れが生じておりました。

加えて、財政的側面から見ますと、公共事業に対する国の予算が平成 22 年度頃からは特に厳しくなり、ここ数年は横ばいの水準となっております。直近 3 年の下水道事業の国費要望に対する内示率も 70.1%と必要な予算の確保ができていないことから、進捗の遅れを取り戻すのが困難となっております。

これらを考慮して、近年の整備面積の平均値の年当たり 1.8 h a で今後も整備を進めるとすると、残りの整備面積 18.1 h a の整備には、あと 10 年は期間を要することとなり、10 年後の平成 38 年度を污水管整備完了予定としております。

下水道計画区域は、前回の 64 h a に対し、今回変更では家屋がなくなっている箇所や農地などは計画区域から削除し、一方、周辺に家屋が増えている箇所は追加しています。その結果、2.56 h a 増えて 66.56 h a になりました。

残整備区域の中には家屋間の距離が離れていて、どうしても効率のいいとは言えないところもございます。集合処理区域から浄化槽区域へ変更するという代替案もありますが、現時点では集合処理が有利との判定が出ております。

次に、計画人口についてです。前回は現況人口をもとに算出した人口に宅地造成等の開発人口を加えて 2,900 人としておりました。一方、今回変更では国勢調査の 5 歳階級別人口をもとに算出した社人研の推計人口を用いて 1,400 人となりました。

汚泥処理能力についてです。汚泥処理能力は、発生汚泥量をあらわしていきまして、処理場に入ってくる汚水量及び汚水濃度に比例することとなります。表の計画汚水量は 1,600 m³から 1 日当たり 770m³に減少し、それに比例して汚泥処理能力も 0.168 t から 0.078 t に減少しております。発生汚泥は、本市の場合、処理場から場外搬出しております。

費用対効果分析でございますが、今回変更では B/C は 1.31 となっております。便益の内訳としまして、周辺環境の改善効果、居住環境の改善効果、公共用水域の水質保全効果が挙げられます。周辺環境の改善とは、悪臭防止のための水路への蓋や水路の定期清掃であります。居住環境の改善とは、浄化槽による水洗化を行うことです。公共用水域の水質保全とは、浄化槽を高度処理化することであります。その他とは残存価値のことで、整備される施設は、評価期間以降も適切な維持管理によって、その施設としての価値を発揮し続ける効果のことです。費用の内訳としましては、区域内を公共下水道事業で整備した時の費用のことになります。

最後に、今後の予定でございますが、平成 38 年度までに未整備区域 18.1 h a の下水道管整備を行います。また、処理場に関しましては、平成 33 年度に水処理施設の高度処理

化と2池目の増設に着手する予定としております。整備に当たっては、今後の流入汚水量を考慮して過大とならないように適切な規模の整備を進めてまいります。

対応方針（原案）としましては、未整備区域の下水道管整備を行い、また、それに合わせた水処理施設の高度処理化及び増設を図っていく上での「見直し継続」と考えております。

続きまして、【水対-2】西海市特定環境保全公共下水道事業（瀬戸処理区）についてご説明いたします。

黒枠で囲んでいる箇所が瀬戸処理区になります。瀬戸処理区の西側は外海であります五島灘と角力灘に面しており、その処理区域面積は87.27haとなっています。

全体事業費としまして、前回の43.5億円から今回変更では12.5億円増の56億円になっています。

事業費の項目としましては、表に示しておりますように管渠整備の事業費と処理場整備の事業費になります。

まず、1つ目の管渠整備事業費につきましては、前回の28億円から今回変更では7.6億円増の35.6億円になっています。変更の主な理由としましては、大串処理区と同様に下水道管布設工法の変更でございます。

設計当初は開削工法で行えるとしていた区間が土質等の現場条件により推進工法に変更となったため、管渠整備事業費が増えました。開削工法で行う予定であった区間が推進工法となった延長は、過去3カ年の実績によりますと約180mとなっています。

この写真は、瀬戸処理区の土質の様子です。瀬戸処理区においては、砂土質であり、地盤崩壊の箇所が多く見られたため、開削工法で計画していた区間の掘削の深さ3m前後の下水道管布設は困難となりました。

このような状況から、開削工法では周辺家屋への下水道管掘削の影響が出るおそれがあったことと、掘削内で作業する作業員の安全確保を考慮して工事を一時中断し、開削工法から推進工法への施工方法の検討や見直しを行い、当初、開削工法としていた箇所は推進工法としました。

写真は、推進工法で下水道管を布設している状況写真です。砂土質であったため、開削工法から推進工法へ変更したわけですが、結果的に周辺家屋への影響を最小限に抑え、作業員の安全を確保することができました。

続きまして、2つ目の処理場整備事業費についてご説明します。

事業費は、前回の15.5億円から今回変更では4.9億円増の20.4億円になっています。処理場事業費の算出につきましては、前回は同規模の他の処理場の費用を参考に算出しておりました。今回の変更では、1池目につきましては実績に、2池目はより信頼性の高い国土交通省からの「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」の費用関数を用いて算出しています。前回算出した1池目の工事の費用につきましても、海水の流入をとめるための鋼矢板設置など追加項目が生じたことも事業費の増加の要因となっております。

続きまして、工期延長の理由についてご説明いたします。

瀬戸処理区につきましても、大串処理区と同様に工法の変更や予算の確保が難しいこと

などがあり、進捗に遅れが生じました。よって、近年の整備面積の平均値 2.9 h a で今後も整備を進めるとなると、残整備面積 29.36 h a の整備には、あと 10 年の期間を要することとなり、10 年後の平成 38 年を完了予定としております。

下水道計画区域は、前回の 96 h a に対し、今回変更では家屋がなくなっている箇所や農地などを計画区域から削除し、一方、周辺に家屋が増えている箇所は追加しています。その結果、8.73 h a 減少して 87.27 h a になりました。

次に、計画人口についてです。

前は区域内の現況人口に対して市町村合併による人口移動を考慮し 4,100 人としていました。一方、今回変更では国勢調査の 5 歳階級別人口をもとに算出し、2,500 人となりました。

費用対効果分析でございますが、今回変更では B / C は 1.35 となっています。便益の内訳としましては、周辺環境の改善効果、居住環境の改善効果が挙げられます。費用の内訳としましては、大串処理区と同様、区域内を公共下水道で整備した時の費用になります。

最後に、今後の予定でございますが、平成 38 年度までに未整備区域 29.4 h a の整備を行います。

対応方針（原案）としましては、未整備区域の下水道管整備を行い、また、それに合わせた水処理施設の増設を図る上で「見直し継続」と考えておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。

説明は以上です。

○中村委員長 ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事業者からの説明に対しまして何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私から幾つかあるのですが、現場でも少しお聞きしましたが、それに加えてご質問があるのが、管渠の布設の工事費増の理由として、開削から推進工法に変わったということですが、推進工法に置き換わった割合は、今後整備する距離のどれぐらいの割合ですか。先ほど、数百mの話をしていましたね、過去の実績でいうと。トータルでいうと十何 km とか 20 km とかある中の数百mが変わるぐらいでこんなに上がるのかというような、他にも何か要因があるのではないかと思います。今後整備される数 km の管路の中で開削から推進に置きかえると想定をされているのは、どれぐらいの割合なのでしょう。

○西海市 大串処理区に関して、開削工法が推進工法に変わったのは約 300m、それから瀬戸処理区に関しては約 180m です。

今後、開削工法で実施するところが推進工法にどれだけ変わるかということですが、一概には言えませんが、瀬戸処理区、例えば、海辺に近いところとか、工事に関しては地下水が多分が出る。だから、開削工法が推進工法に変わる可能性が大きい。

○中村委員長 だから、実際にやってみないとはっきりしたことはわからないということはあるのですが、事業費が出ているということは想定されているのではないかと思います。だからです。今後必要な事業費を算出されてますよね。

○西海市 出してます。

○中村委員長 ということは、これからやる何 km かの間のこれぐらいが開削で、これく

らいが推進という想定をされて、この事業費が出てきたのではないかなと思ったのでお聞きしております。

○西海市 掘削深が3mまでは開削工法で事業費を上げて、それより深いところは推進工法で今事業費を上げています。

○中村委員長 その想定が外れて、実際にやってみたら、開削工法でいけるはずだったのが推進工法になって、今想定されている事業費がまた大きく増額するというようなことは可能性としては少ないですよという確認です。

○西海市 大串処理区に関して、開削工法から推進工法に300mぐらい変わったと説明しましたが、その3カ年の延長を見た時に、3カ年の延長が1kmぐらいのうち4分の1ぐらいが開削工法から推進工法に変更になりました。そこが全部ではないですから、そういうところが出れば若干は増えるかもしれませんが、事業費としては、今のところは、そんなに大きく増えるようなことは今考えていないつもりです。

○中村委員長 そういう理由で事業費は増えますというご説明をされて、要は、工法が変わります、だからこうなりますというのがメインの説明だったわけですね。そうすると、残りの部分がどれぐらいの割合変わるからという前提があって初めて事業費が出てくるのかなと思ったんですよ、それをお尋ねしたくて。それが、もともとすごく少ない割合しか想定されてないとすれば、場合によっては、現場の状況によっては少し膨らむこともあるかなというところがちょっと心配だったので質問をさせていただきました。

○西海市 もう一つよろしいですか。

○中村委員長 はい。

○西海市 申し訳ございません。ご指摘ありがとうございます。今日、現場でお見せした中で一番水の出るところは、瀬戸処理区でも海岸に近い道路沿いが多いです。海岸に近い道路沿いは、現在、管渠がほとんど入っている状態です。今後は山の方に工事が移るような状態ですので、事業費的には大きくまでは変わらないと今考えています。

○中村委員長 わかりました。

関連して、瀬戸の方の今日見せていただいたところは、もともと海だった埋立地だというお話をされたと思うのですが、だとしたら最初から何故そこを開削でいけるという判断をされたのかという疑問が1つあるのと、もう1つ、処理場のところでも、処理場をつくられるのは海の埋立地ですよ。それにもかかわらず事業費増の主な理由のところに、「処理場内の海水止水のための鋼矢板追加」と書いてありますけど、

○西海市 書いてます。

○中村委員長 場所によっては調査をしてみないと、そういうことは想定できないというのは重々あり得ると思いますけど、この場所だとすると、止水しないでやれるということがあり得るのかと思ったのですが。

○西海市 掘削深さ3mであれば鋼矢板、あて矢板、掘削深さ2m程度であればあて矢板、掘削深さ3mぐらいまでは軽量鋼矢板とかⅡ型鋼矢板などで持ちます。掘削底版部にボーリング現象とかない限りは開削工法でできます。

では、そこは開削工法ではなくて推進工法にしておけばよかったのではないかというお

話と思いますが、当初言いましたように、土質状況も分かりかねるところもあって線引きをどこで出すかということで掘削深さ3mということで出させていただきました。

○中村委員長 処理場の方はいかがですか。処理場の方は、事業費増になった理由のところに「海水止水のための鋼矢板追加」と書いてありますが、その場所は海のところというお話があったので、何故、最初から入ってなかったのだろうという疑問があります。

○西海市 確かに、上げておけば、それにこしたことはなかったのですが、そこまでは考えてなかったところもございます。

○中村委員長 多分こういう形で、やってみたらこうでしたという経験が出てくると思うんですね。ですから、それを次の時にぜひ何か生かすようなことを書いていただいたらいいんじゃないかなと思います。よろしく願いいたします。

○西海市 わかりました。

○中村委員長 他に何かございますでしょうか。

○安武委員 最初の1の大串の方では、最初の池の方、処理場の方が、最初の予定の額と実績値が余り変わらないのに対して、瀬戸は2億円ほど増加してますけど、それはどういう理由なのかということと、新しい費用関数を使うと増額の傾向にあるのはなぜか。その辺を説明してください。

○西海市 まず1点目の大串の処理場が増えたというお話ですが、現地調査時に、当初の金額が少なかったようなことをご説明させていただきました。

もう1点は、パワーポイント資料の8ページですが、今回の変更では、国土交通省の流域別下水道整備総合計画調査指針と解説の中で費用関数、これは全国の統計でとってまして、その費用関数を用いました。それが今5.6億円に上がってますけども、これはオキシレーションディッチの2池目をつくる時、土木構造物と機械電気設備をつくる時、他の事例も参考にしました。それは3億円で終わることはちょっと苦しいかなというところがありまして、やはりこれは費用関数の信憑性が高いということで5.6億円に変えさせていただきました。

○中村委員長 1池目の工事費は前回と変更後がほとんど変わってなくて、それに対して2池目の方がかなり大きくなっているのは何でしょうかという質問でした。2池目の方は、今、ご説明がありましたが、1池目は最初から出ていた金額とあまり変わってないでしょうかということです。

○西海市 1池目について、変更前は11.4億円で、変更後は11.6億円で余り変わらないのではないかとことですが、1池目とは処理場の供用開始までに必要な施設建設工事費であります。変更前の11.4億円には水処理施設だけでなく、汚泥処理棟、管理棟、場内整備等の費用が含まれております。その金額は、他の処理場の実績費用で算出しており、結果的に、変更後の金額は0.2億円増の11.6億円とあまり変わらなかったと思われま。

○中村委員長 現場では2池目の3.1億円というのが、今、ご担当の立場で見ると、見積もりが甘かったのではないかとというようなお話をされてました。

○西海市 今回は費用対効果の費用を出した時に、より精度の高いもので出す方法でやっています。よろしく願いします。

○中村委員長 他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等がないようですので、対応方針は、原案どおり、「見直し継続」ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、特にご異論がないようですので、水対-1、水対-2 の事業に関しましては、原案どおり、「見直し継続」ということにさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

【住宅-3】高田南土地区画整理事業

○中村委員長 続きまして、住宅-3 について説明をお願いいたします。

○長崎県(長与都市開発事業所) 県の長崎振興局長与都市開発事業所、所長の日迫です。今日午前中にも説明させていただきました。

それでは、説明させていただきます。

整理番号、【住宅-3】高田南土地区画整理事業でございます。

現場でも概要を説明させてもらって一部重複しますが、再度、主なものだけ説明させていただきます。

資料の 2 ページです。事業の主な概要は、全体 49.8h a です。そのうち宅地造成の面積は 32h a あります。都市計画道路が 8 路線ありまして、表示していますように、現在の事業期間は昭和 60 年度から、現在は平成 32 年度までに終わる予定でございますが、現在、国と協議をさせていただいて、その協議を経て 10 年間延長させていただいて平成 42 年度には完了する予定でございます。

全体事業費は、これも現在、281 億円でございますが、国との協議を経てプラス 35 億円増の約 316 億円に増額する予定でございます。

現地を調査していただいたのですが、パワーポイントでいいますと一番南側の水源地の北側の位置でございます。一番端ではございましたけれども、パワーポイントの黒い部分はもう終わっている、皆様にお返しできた宅地でございます。黒い線は幹線道路、区画道路ができています部分でございます。宅地に関しては概ね 60%弱お返しできているところでございます。

道路整備に関しては、県道であります高田線とか、インターにつながる導高田線、道ノ駅周辺の道の尾駅前線、あと南部にあります道の尾線とか、メインの幹線は終わっておりますが、東西に伸びます高田越中央線がまだ 60%ぐらいしかできておりません。あと、現場を見ていただいた箇所あたりの三千隠線はほとんどできておりません。

今後の工事の進め方としまして、道路の整備と宅地の造成、土工事、あと宅地の擁壁の造成工事など、残りを全て 1 つにまとめて工事を一括発注したいと考えております。これも複数年にまたがった工事になる予定でございます。

資料の 3 ページをご覧ください。

前回の委員会で質問を受けております。このことについて説明していきたいと思えます。

1 つ目の質問にありました費用対効果についてですが、質問では、この事業は宅地造成

を含めた道路築造となっているということですが、費用対効果の算定の便益の中に宅地造成の分も入っていますか、それとも道路部分しか入っていないのですかという問いについてですが、高田南土地区画整理事業につきましては、今回、B/Cにつきましては、一般的には先ほど事務局から説明がありましたような道路事業による費用便益分析マニュアルを使用しております。そういうことで今回の便益には宅地造成による費用、金額は入っておりません。

参考までに便益と費用をご説明しますと、便益は、先ほど事務局から言われたように、走行時間短縮便益などを含めてトータルで302億円、費用は、道路事業に関する部分だけの事業費をまとめまして266億円となっております、今回は見直しまして266億円の費用で計算しますと、B/Cは前回の1.21から今回1.14に修正させていただいております。

資料の4ページをご覧ください。

2つ目の質問にありました、事業費が増えている理由は、主に掘削が原因であるとする、掘削工法をこれから検討するということであるが、掘削工法がまだはっきり決まっていないうのに金額が決まるのでしょうかということ、金額と、その期間について教えてほしいということだったと思います。

まず、事業費が増額した理由としまして、前回もご説明させていただきましたが、岩盤層の掘削量が前回の想定を上回り、掘削費が増額したことと、それを盛り土に再利用することができずに運搬・処分費が必要になって、その分が増額しております。主な理由はその2つです。

工法が決まっていないうのに事業費が固められたのかということに対しては、今回の事業費については、一般的に使用する、現場でも説明しましたように、大型ブレーカーによる掘削費用による積み上げを行っており、今後、大型特殊機械の導入とか受注業者と工法の検討などを行って、引き続き、工期の短縮、あと、コストの縮減を図っていきたいと考えております。

5ページをご覧ください。期間についてのご質問でしたが、少し詳しく説明させていただきます。

前回、平成32年度までとしていましたが、今回、プラス10年間、平成42年度まで延長させていただくということですが、その内容としましては、まず、現在、平成30年度、31年度に、先ほど言いました大規模な工事の一括発注に向けた事務手続等の準備をしております。それを整えまして、できれば平成31年度末から工事の一括発注をしたいと考え、その工事は具体的には5年間程度を見込んでおります。それで平成36年度まで工事がかかります。工事が終わると段階的にお返ししたいと思いますが、最終的には平成36年度には工事を終えたいと考えておりまして、翌年には換地処分の手続に入りたいと思います。換地処分に入る前には現地の道路、宅地の境、全てを測量しなくては行けませんので、そういった測量業務も2年ぐらい前から取りかかりたいと考えております。

最後に、換地処分しますと、各個人様の確定測量ができて、それによって多少、計画と現地と差があったり、いろいろ清算という業務が発生しまして、この清算金の徴収・

交付ですね、個人さんからいただいたり、事業者からお渡しする金額が決まりまして、その徴収・交付の事務手続に、ちょっと長いんですが、概ね5年間をみております。その5年間といいますのは、特に徴収の方ですね。地権者から事業者に清算金を払う時には分割という支払いを選択することが可能です。それが最長5年ぐらいと見込んでおりますので、それを含めて平成42年度までかかるだろうということで示しております。

以上ですけれども、今後もこの事業を継続させていただいて、先ほど言いましたように、新たな工事手法を用いて何とか早期に完成したいと考えておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○中村委員長 ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○安武委員 個票の一番最後の資金計画のところ、保留地処分で作成済み宅地のうち98%が売却済みで売れ行きは好調であると資金計画の欄にありますけど、道路事業とこの関係がちょっとよくわからないということが1点と、あと、宅地に関しては除いているということでしたけど、公園とかに関してはどうなのかということをお教えください。

○長崎県（長与都市開発事業所） すみません。2点目をもう一度お願いします。

○安武委員 整備予定の公園とか緑地部分に関しての試算とか算定とかがどうなっているのか。

○長崎県（長与都市開発事業所） ありがとうございます。まず1点目ですけれども、保留地処分の見通しについてですけれども、現在、保留地はまだ半分ほどしか提供できておりませんが、その売れ行きは98%売れてますよということで、ここも結構人気がありまして、保留地に対する問い合わせが、これは役場で売っているんですが、役場で募集をかけますと大体すぐ売ってしまうということで、今のところ、造成して売るとなると、よく売れているということの表現です。

○安武委員 県の事業は道路事業に関してのこと、この造成事業については関係ないのですよね。

○長崎県（長与都市開発事業所） そうですね。道路事業とこの事業は関係ありません。当然、区画整理事業の資金の財源には、この売れた費用が建設費に充てられるということになっております。

公園は全体事業費の3%以上を確保するようになっておりまして、今日は案内できなかったのですが、トンネルの上には広い公園、来年ですか、引き続き新しい公園をつくる予定としております。あと、部分的には児童公園というか、少し小さいですけども、公園を配置させてもらっておりますが、その費用についても、費用といいますか、その土地については公共用地になりますので、皆様からもらった減歩の一部を充てて公園ということで確保しております。整備費用につきましては、用地は確保したり、宅地並みの広さに造成するのが私たちの事業であります。部分的な公園の上ものですね、遊具とかトイレとか、そういったものに関しては町と協議をしまして町の補助事業だったり公園事業の中で整備をしていただいているのが現状でございます。

以上です。

○安武委員 では、維持費に関しても町が見るといことですか。

○長崎県（長与都市開発事業所） 維持費についても長与町が草刈りなり定期的な点検をやっております。

○岡委員 現地に行かせていただいたので、質問ではなく感想ですけれども、現地に行きまして、実際、最初の書類だけの時は岩盤が当初の予想より、はるかに想定を上回ったということでしたけど、現地に行って確かにそのとおりでなと思ひまして、普通に見たら緑生い茂る山でありましたから、内部は実際行ってみて本当に固い岩盤が見えましたので、なるほどなど、掘ってみないとわからないということを感じたところであります。

また、長与地区は、すぐ近くまで住宅があつて、なかなか硬い岩盤を掘っていくのは騒音の上でも気を使わないといけないだろうなと思ひました。

今後、ここに書いてありますけれども、大型特殊機械など取り入れるということで、ますます新しい工法を考えていただけるというのは、長与地区、期待される土地であるでしょうから、私も近所でもありますので期待しております。

また、B/Cが今回下がっているということでしたけど、これが宅地造成による部分が含まれないということなので、実際、ここでは1.14に下がっているけれども、長与地区、この近辺に住む方々にとってはすごくプラスになる工事をされているなということを感じました。

今後、長崎市内に行くにも便利な土地ですから、先ほどの最初のほうもそうでしたけれども、水対策のほうもそうでしたけど、工法を考え直して費用が最初の想定より高くなるというのは、その部分だけ見たら何でだろうと思つた時もありましたけれども、前回のやり方をますますよくしていくという意味で実情に近い金額を打ち出しているというのは、すごく、ありがたいという言葉で表現するのはおかしいですけれども、私はどちらかというところ一般人なのでわからない部分が多いんですけども、正直に計算していただけるのは、先々、後から高くなつたというよりは、感謝というか、ちょっと言葉がうまく出ないんですけども、ありがたいなと思つております。

今後、プラスになるように引き続き続けていっていただきたいと思ひます。

○中村委員長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

○梅本委員 もう既になされた質問と重複するかもしれませんが、全体の事業費が316.4億円で、それから費用対効果分析に上げられる費用を引いたものは何になるのでしょうか。

○長崎県（長与都市開発事業所） わかりやすく言いますと、先ほど言いましたように、宅地造成の分はこれには含まれていない。純粋に道路事業の算定マニュアルなものですから、便益は道路に関する便益、コストに関しては道路をつくるための費用のみを上げております。

○梅本委員 宅地というのは、それを売却して同じ額が入ってくるから費用対効果の計算は要らないということになるのですか。

○長崎県（長与都市開発事業所） 私たちの土地活用事業は公共側の事業として、民間と違ひまして土地を全部購入して宅地造成して売るといことじゃなくて、皆様の土地を一

且お預かりして皆様の土地をお返しするという事業なので、土地が民間に全て売買されることはありません。個人様が持たれている広い土地を一部売られる方もありますし、私たちが、先ほど言いましたように、保留地というのを一部、10%分確保しますので、その部分の費用は売って、保留地の部分を買った財源は建設費に回しております。

今回、道路のB/Cに関しては、マニュアルが道路に限っての費用の比較ですので、今回はそういった比較を示しております。

○中村委員長 他に何かございますでしょうか。

私から1つですけど、一括発注に向けて新しいことをやられるような話で、これは残りの5年分の残工事を一括で発注されるということですか。

○長崎県（長与都市開発事業所） そのとおりでございます。

○中村委員長 その時は予算の確保というのはどういうふうになるのですか。5年分、全部の分を確保した上で、それを5年間に分けて払うとか、そのようになるんですか。

○長崎県（長与都市開発事業所） 長与町も早く土地をお返ししたいという中で、町側も工面をしまして、苦しい財源ですけれども、何とか5年分の予算を、当然、中には補助事業も5年分見込んでおりますが、大半が町の費用になっております。そういったことで町側としても早くお返ししたいという思いの中で精いっぱい努力して、5年分は何とか確保するという要望を受けまして、県もそれを受けて検討している状態でございます。

○中村委員長 わかりました。当然、土地の所有者の方は一刻も早くと思われていると思いますので、そういう形でなるべく早く進められるというのは非常にいいことだと思います。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これ以上、質問、ご意見はないようですので、特にご異論はなかったかと思っておりますので、対応方針は、原案どおり、継続ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、お認めいただいたこととさせていただきます。どうもありがとうございました。

【河川－7】郡川総合流域防災事業

○中村委員長 それでは、今日の最後の事業になりますけれども、河川－7のご説明をお願いいたします。

○長崎県（県央振興局） 県央振興局の吉田です。先ほどは現地調査、ありがとうございました。

それでは、【河川－7】郡川総合流域防災事業についてご説明いたします。

手元の資料またはスクリーンをご覧ください。前回は説明いたしましたが、全体概要について簡単にご説明したいと思います。

郡川は、大村市北部に位置し、その源を多良岳に発し、大村湾にそそぐ流路延長約16km、流域面積約55km²の二級河川でございます。

事業の概要といたしましては、河口から約9kmの区間において河道の拡幅、取水堰の

改築、橋梁架け替え等の河川改修を行っております。

本事業は、平成9年度から河川改修事業に着手しておりまして、現在、河口から約850mの区間において河道拡幅や堰の改築などの改修工事を完了しております。

次に、再評価に至った経緯についてご説明します。

再評価の理由といたしましては、工期と事業費を再精査した結果、変更が生じたため再評価を行っております。

その内容といたしましては、改修延長も長く、JR橋を含む橋梁架け替え5橋や、堰の改修9基など大型構造物が多く、実際の工事はもとより、工事に至るまでの関係機関との調整・協議に時間を要しているため、工期を平成35年度から平成42年度まで7年間延長したいと考えております。

次に、事業費の増についてでございますが、大きく2つの理由がございます。

まずはJR橋の架け替えについてでございます。当初は現在の線路を利用しながら架け替えを行う活線方式で施工可能と考えておりましたが、詳細設計を行ったところ、仮線方式の採用となりました。その変更に伴い、仮線や仮橋の設置が必要となることから約10億円の事業費増となっております。

仮線方式となった理由としましては、施工中の安全確保が上げられております。資料の下の断面図をご覧ください。黒で着色してある部分が既設の橋梁の橋脚でございます。この橋脚に加えまして、施工中、真ん中の部分、赤で着色しておりますが、新たな橋脚を設置する場合、この橋梁を施工するに当たりまして、この赤い部分を閉め切る必要がございます。橋梁施工時に、河川断面の阻害が現在よりさらに悪化し、河川の氾濫等を招く大きな要因となることから出水に対する安全確保が困難なため、仮線方式による施工となりました。

2つ目は、堰の改築による事業費の増でございます。堰の改築につきましては理由が2つございます。

1つ目の理由といたしましては、当初の想定では経済性や施工性がいいゴム堰を採用する予定としておりましたが、詳細設計の中で現地の河床材料の調査を行ったところ、現地でもご覧になりましたように、大きな礫等が多数あるため、ゴム堰の摩耗や破れ等による破損を考慮し、ゴム堰から耐久性の高い鋼製堰へ変更いたしております。

事業費の増のもう一つの理由としましては、河川内の工事であるため、降雨が多い出水期での施工は安全確保が難しく、降雨が少ない非出水期の工事を行った場合、川幅が広いため、一度の非出水期で完成することが困難です。そのため分割工事となってしまう工期が延び、さらに、河川の仮締め切り等の費用が増額となっております。

残り7基におきましても同様な変更が考えられるため、約8億円の事業費増となっております。

以上の要因によりまして、事業費が約59億円から77億円と全体で約18億円の増となっております。

次に、費用便益の算定についてでございますが、便益におきましては、洪水氾濫被害の防止効果において、直接被害額と間接被害額を合わせますと108億円となっております。

工事等にかかる費用におきましては、建設費と維持管理費を合わせまして約 82 億円となっております。これらの結果から費用対効果としましては 1.32 となっております。

最後に、今後の予定といたしましては、平成 31 年度以降に河床掘削や護岸堤防の工事を順次着手していき、同時に堰への詳細設計や地元との調整を行っていきたいと考えております。平成 34 年度から堰の改修工事に着手いたしまして、平成 36 年度の J R 橋梁の架け替え完了に合わせて国道橋梁の架け替え工事に着手し、その後順次、橋梁や堰、護岸堤防の改修を行い、平成 42 年度までに河川改修工事を完了させる予定としております。

郡川の周辺では想定氾濫区域内に約 1,200 世帯が居住しており、近年の状況から推測いたしますと、今後も区域内の住居が増えていくというふうに考えられます。また、大村市の総合運動公園や新幹線の車両基地等の建設が進められていることから、事業効果が十分に得られる事業であり、今後も整備を継続し、治水安全度を高めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○中村委員長 ご説明ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○中村政博委員 パワポの 4 ページに「仮線方式への変更による増額 10 億」というのがございます。当初は活線方式でやれるという想定をされていて、それが安全上、困難なため仮線方式へ変更ということになったというご説明ですけれども、今、橋脚が 4 本あって、それにもう 1 本つけないといけないから流れを阻害して危ないということであれば、これは当初からわかっていたのではないかなと思って、そこがちょっとよくわからないので少しご説明をいただければと思います。

○長崎県（県央振興局） そうですね、一般的なことから言わせていただきますと、当時上げていた 10 億円という金額につきましては、同規模の工事がほかの河川で行われておりまして、その時の橋梁架け替えにかかっていた費用というのが、同規模程度だろうということなので約 10 億円程度の金額を計上させていただいております。

また、河川改修工事は、平成 9 年度から事業に着手させていただいておりまして、当然ながら、一番最初に全ての設計を完了させておけば、ある程度詳細な費用というのが出てくるかと思うのですが、やはり工事が現在でも 20 年経っておりまして、その間に基準の変更等が結構多くありまして、そのたびに設計変更等を行っておりますと、その費用がまたかさんでくることとなります。ですから、当初、ある程度近傍の状況というか、類似の工事から想定して費用の算定をしております。

また、河川断面の阻害ですが、まだ詳細な設計を行わないと、どのような締め切りの方法が必要で、どのくらいの阻害率になるという判断がなかなか難しいところもあって、施工する際には、わずかばかりでも河川の断面を阻害するというのはある程度はわかっているのですが、どの規模かというのは詳細設計を行ってからというところの判断となってしまいました。

説明は以上です。

○中村委員長 他に何かございますでしょうか。

○安武委員 6ページのゴム堰から鋼製堰のところですけど、耐久年数が違うかと思うのですが、耐久年数が上がるのであればと思って、標準的なものでもいいので、どれぐらい違うかということをお願いしたいことが1点。

あと1点確認で、氾濫区域に養護学校があると書いてありましたけれども、これは今回、養護学校が氾濫区域内に移転してきたのでしたでしょうかというご質問です。

以上、よろしくお願ひします。

○長崎県（県央振興局） ゴム堰と鋼製堰の耐用年数についてでございますが、ゴム堰については、一般的に結構多く採用されていますが、礫径が人の頭の大きさ程度を超えますと、それが水の流れによって流れてくる時に、ゴムを膨らませて水をとめているところに当たる衝撃で、すり減ったり破損したりという現象が見受けられております。そういうことになりますとゴムの膨らむ部分の補修がどうしても後々出てきますので、耐久性がある鋼製堰を現地の河床材料が大きい場合には採用している。そういうことで変更しております。

鋼製堰の耐用年数が50年程度と考えられております。ゴム堰が一般的に40年程度の年数で考えられております。ただし、破れとかなんとかで10年から15年に一度は何らかの補修というのが必要になってくると考えております。

以上です。

○中村委員長 養護学校の話がありましたね。いただいている資料の「チェックリストによる河川事業の再評価項目」という中に、災害弱者関連施設として「養護学校1」と書いてありますね。

○長崎県（県央振興局） ご質問がありました養護学校についてですけれども、もともと新幹線の車両基地、新大村駅の建設地のところにございまして、現在、郡中学校の横に移転してきているということでございます。ですから、水色の氾濫危険区域内に移転されていますけれども、水深が床上まで上がるということではございません。

○中村委員長 他に何かございますでしょうか。

私も、先ほどご指摘があったように、今回の変更のご説明のところ、やってみなきやわからなかったところがあんまりないと正直思ひまして、もうちょっと最初の計画の時に配慮できたところもあったのではないかなという気もいたしますので、こういうのはぜひ、新たな計画をつくる時に参考にできるような状態に残しておいていただき、こういう事業をやる時には、こんなところは注意して見た上で事業の計画を立てましようとか、そんなことに繋げていただくといいのかなと思うんですが、ぜひそういうご検討をしていただければと思ひます。

○長崎県（県央振興局） はい。

○中村委員長 他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これ以上ご質問もないようですので、対応方針についての議論ということになりますけれども、特にご異論はなかったかと思ひますので、原案どおり、「継続」ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、ご異論ないようですので、「継続」ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

2-3 とりまとめ

○中村委員長 とりまとめということになりますけれども、本日もご審議いただいた4事業の対応方針は、いずれも原案どおりということで、最初の2つ、西海市さんの公共下水道事業に関しては、両方とも「見直し継続」、高田南土地区画整理事業については「継続」、郡川総合流域防災事業については「継続」ということになったかと思いますが、それよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村委員長 それでは、確認もとれましたので、本日の委員会審議はこれで終了したいと思いますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

特にないということですので、本日までの委員会の意見につきましては、とりまとめを行って知事に意見書として提出したいと思います。日にちはこれから調整ということになりますけれども、知事への意見書提出に際しましては、各委員、ご多忙中とは存じますが、可能であればご同席いただければと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 現地調査を含めまして長時間のご審議、ありがとうございました。

委員長からお話がありましたように、知事への意見書の提出につきましては、これから調整させていただきます。意見書の内容につきましては、後日、事務局から個別に確認をさせていただきたいと考えておりますので、お忙しい中、誠に恐縮ですが、確認方、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成30年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉 会)